

No.	質疑内容等	回答など
1	町営住宅及び県営住宅の郵便受けについて、空き部屋の郵便受けはガムテープで封鎖されているがこちらを養生テープに変更してほしい。また、部屋番号もくっきりと表示してほしい。	<p>町営住宅の空き部屋の郵便受けの封鎖はすべて8月8日に養生テープに変更を行いました。併せて、部屋番号についても、薄くなっているものがありましたので交換の対応を行いました。</p> <p>また、県営住宅については、空き部屋の郵便受けの封鎖は養生テープで封鎖を行ってありました。部屋番号については、県担当課に要望を行ったところ、「対応いたします。施工方法や時期については指定管理者から県営住宅入居者にご連絡いたします。」との回答がありました。</p> <p>【後日追記】 町営住宅、県営住宅ともに対応を完了しました。</p>
2	町営住宅及び県営住宅の階段の滑り止めが劣化しているため、貼り替えなど対応してほしい。	<p>担当課が現地を確認し、階段の滑り止めのタイルが剥がれている箇所がありましたので、業者に修繕を依頼しており、10月中旬頃までに対応予定です。</p> <p>また、県営住宅についても、タイルが剥がれている箇所がありましたので、県担当課に要望を行ったところ、「対応いたします。施工方法や時期については指定管理者から県営住宅入居者にご連絡いたします。なお、施工の際、階段の通行が制限される場合があります、入居者の皆様のご協力をお願いします。」との回答がありました。</p> <p>【後日追記】 県営住宅については対応を完了しています。また、町営住宅については令和6年1月に対応を完了しました。</p>
3	町営住宅の専用駐車場について、車を2台所有できるように駐車場の確保など町で検討してほしい。	<p>現在、町営住宅の入居者用駐車場については、各戸1区画のみを割り当てており、2台目の駐車場については近隣の民間駐車場の利用をお願いしています。また、入居者以外の車が頻繁に駐車している場合は、該当する入居者に事情を確認し、近隣の駐車場を利用するように指導を行っています。</p> <p>【後日追記】 本桜団地の来客用駐車場について、昨年12月に区長・組合長との意見交換会を実施し、来客用駐車場の利用は1回につき、盆正月などの長期休暇中は12時間以内、長期休暇以外は24時間以内とし、続けての利用は同時間を空けて利用するとのルールを設けました。</p>

No.	質疑内容等	回答など
4	町営住宅について、駐車場及び歩道部分の補修対応をしてほしい。	<p>歩道部分については、令和2年度と令和4年度に補修を行っています。また、駐車場部分についても、区長からの依頼に基づき今年の6月に補修を行いました。再度、現場確認を行ったところ、歩道及び駐車場に若干の水たまりなど補修が必要な箇所がありましたので、9月末頃までに対応します。</p> <p>【後日追記】 区長と現地確認を行った箇所については令和5年9月に、その他の追加で補修が必要と判断した箇所については令和6年1月に対応完了しました。</p>
5	県営住宅の雑草について、町営住宅の除草作業をする際に一緒に対応してもらえないか。	<p>県営住宅敷地内の除草作業を町で行うことは難しいと考えます。 県に確認したところ、「県営住宅敷地内の除草については、県内すべての県営住宅において自治会などで入居者の皆様に対応をお願いしております。」との回答があったため、県で対応してもらうよう要望を行いました。また、シルバー人材センターは1棟あたり3万円程度になります(除草する量や作業内容により変動します)。</p>
6	町道桜町線東側の法面に草木や雑草が生えており、個人で草を刈るのは傾斜がきつく危険なため、町で草刈りなど対応してほしい。	<p>該当する箇所については昨年度も町のほうで草刈りを行いました。今年度も10月頃実施予定です。</p> <p>【後日追記】 令和5年10月26日に対応完了しました。</p>

No.	質疑内容等	回答など
7	区内にアパートがいくつか建つ話が出ており、日照権や区費・出不足金の回収等懸念事項が出てきている。町で何か対応してもらえないか。	<p>アパートを含む建物の建築については、建築基準法(日照権(斜線制限及び日影規制)含む)を遵守し、東部土木事務所の許可を受けて建築されます。許可を受けた建築物については、町として事業者を指導することはできませんが、町から東部土木事務所へ問合せを行うことは可能です。</p> <p>また、日照権等の確保をルール化したいということであれば、建築基準法や都市計画法で定められた基準に加え、その地区の状況や特性に応じてまちづくりのルールを定めることが可能です。</p> <p>具体的には、「建築協定」や、「地区計画」といった方法がありますが、地域のみなさまの主体的な取組によりルールを定めることとなります。町としてはそのルール作りの支援は可能です。</p> <p>区費の回収については、アパート建設時に管理会社と区が協議を行い、区費を管理費に含めて徴収してもらっているような事例もありますので、区長とアパートの管理会社等で協議をしていただくようお願いいたします。</p> <p>また、出不足金という概念があるのは基山町内では13区の他に3行政区あり、「出不足金が徴収できない事例はない。」というのが現状です。</p>
8	北本桜4丁目のちびっこ遊園地について利用する子供たちのために、町で除草対応してもらえないか。	<p>該当公園は基山町小規模児童遊園18箇所の一つとなります。</p> <p>小規模児童遊園については、地域の申請によって設置された公園となっており、規則により遊園内の遊具の点検と修繕については町が行う、公園の清掃については申請者である地域が行うこととなっております。地域のための児童福祉施設ですのでご協力の程よろしくお願ひします。</p> <p>また、まちづくり課のアダプト・プログラム制度をご活用いただければゴミ袋など物品の支給が可能です。</p>
9	北本桜5丁目(高速道路西側)の溝がえぐられ崩壊の危険がある。木の伐採や枝打ち等対応してほしい。	<p>建設課で該当箇所を確認し、高速道路の法面から出ている樹木であれば、NEXCOに連絡して対応してもらいます。他の所有者の土地であれば、所有者への連絡を行い、対応してもらいます。</p> <p>また、水路部についても昨年度水利権者により伐採していただいております。今後も適切に管理をお願いいたします。現在、水利権については関係者及び行政で協議を行っています。</p> <p>【後日追記】 建設課で該当箇所を確認した結果、小郡市に属する土地であったため、小郡市に所有者の確認を依頼しています。</p>

No.	質疑内容等	回答など
10	<p>公民館の池周りの雑木及び雑草について伐採や除草などの対応をしてほしい。 また、へび道が10mほど地割れしているので早急に対応してほしい。</p>	<p>本桜ため池内の周りについては、今年度、公民館裏周辺の草刈りを予定しています。へび道のフェンス内の草刈りについては、アダプト・プログラムを活用する等ルールを作成し、対応方法を検討します。 また、へび道の地割れは役場が災害復旧で対応します。</p> <p>【後日追記】 ため池内の周りについては令和5年9月28日に対応完了しました。へび道の地割れについては令和5年12月下旬に応急修繕対応をしました。</p>
11	<p>公民館の前方にある山について町所有の部分と個人所有の部分があると思うが、町所有の部分について大きな木を切してほしい。(小さい木については切っている。) ※6月4日に行われた県下一斉美化活動にて側溝に溜まる枯れ葉等を除去したため、基山町でゴミの量が最も多いという結果になった。</p>	<p>公民館の前面については民有地ですので、町から、所有者に倒木や町道に支障をきたさないようお願いをしています。 また、東側の町が所有する敷地については、現地確認を行いましたので、通行等に支障をきたす木については伐採をする方向で次年度対応できるように準備を進めます。</p>
12	<p>たんぽぽ保育園側の歩道について雑木が電線に引っかかって倒れてくるのではないかと不安なため、九電に連絡をとり切してほしい。</p>	<p>NTTの電柱でしたので、確認を行っていただきました。今後、NTTが剪定等を行いますので、町でも立ち合いを行い剪定箇所等の確認を行います。</p> <p>【後日追記】 令和5年9月12日に対応完了しました。</p>
13	<p>県営1号と言って警察を呼んだが、町営1号に来た。緊急車両を呼ぶときにきちんと伝える対応をお願いしたい。 鳥栖三養基消防本部に県営や町営から通報があった際には必ず「県営か町営か」確認してもらうように依頼するなどどうか。</p>	<p>現在、通報に対応するコールセンター等は集約化の動きがあるので、通報があった際に県営か町営かを確認することは難しくなると考えられます。 緊急時に確実に通報するための手段として、現在運用している緊急通報システムは固定電話を必要とするため、固定電話が無くても緊急時に連絡を取れる仕組み作りを検討しています。</p> <p>【後日追記】 新たな緊急通報の仕組み作りについては次年度の実施に向けて取り組んでいるところです。</p>
14	<p>図書館の魅力を利用した近隣市町との人的交流拡大について、筑紫野市民図書館との相互利用ができるようにしてほしい。</p>	<p>図書館の現在の利用状況等を踏まえ、可能な限り早く実現できるように協議を行います。</p> <p>【後日追記】 筑紫野市に対し、図書館の相互利用について投げかけた結果、「検討する時間をいただきたい。」と回答がありました。(令和5年12月22日時点)</p>